

繊維産業等の魅力PRイベント実施業務 提案要領

1 業務の名称

繊維産業等の魅力PRイベント実施業務

2 業務の趣旨・目的

国内屈指の繊維産地として知られている群馬県では、老舗工場によるファクトリーブランドの立ち上げや、繊維企業と協業するため県外からクリエイターが移住してくるなど、様々な新しい動きが始まっている。

こうしたファクトリーブランド等を一堂に集めたイベントを開催し、繊維産業をはじめとした地場産業の先進的な取組や魅力を、多くの方にPRする。

3 業務の内容

繊維産業等の魅力PRイベントに係る業務全般（詳細は「仕様書」のとおり）

4 予算額

12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・消費税及び地方消費税の税率は10%として積算してください。
- ・採用された事業者におかれましては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整のうえ、再度見積もりをお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

7 スケジュール

- (1) 質問受付期間
令和8年4月22日（水）午後5時まで ※詳細は、下記8のとおり
- (2) 参加申し込み
令和8年4月24日（金）午後5時 必着 ※詳細は、下記9のとおり
- (3) 企画提案書提出期限
令和8年4月30日（木）午後5時必着 ※詳細は、下記10のとおり
- (4) 審査期間
一次審査
令和8年5月1日（金）～8日（金） ※詳細は、下記11のとおり
二次審査
令和8年5月12日（火）午後（予定）
※詳細な時間については、一次審査通過後ご連絡します。
- (5) 結果発表
令和8年5月15日（金）頃

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間
令和8年4月22日（水）午後5時まで
- (2) 質問様式
質問書（様式1）による。
- (3) 質問方法
E-mail
※ 件名を「繊維産業等の魅力PRイベント 質問事項」としてください。
※質問書を提出した際は、下記10（4）に必ず電話連絡をお願いします。
- (4) 提出先
下記10（4）に同じ
- (5) 回答方法
 - ・ 質問受付日から原則として土曜日・日曜日・祝日を除き3日以内に質問内容と回答を県ホームページに公開します。（事業者名は非公表。）
 - ・ 令和8年4月28日（火）までには全ての回答完了を予定しています。

9 参加申し込み

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式2）」を提出してください。

- (1) 提出期限
令和8年4月24日（金）午後5時 必着
- (2) 提出方法
E-mail
※参加申込書を提出した際は、下記10（4）に必ず電話連絡をお願いします。
- (3) 提出先

下記 10 (4) に同じ

10 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり電子データを提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙 (様式 3)

イ 企画提案書本体 (様式自由) ※20 枚以内としてください

ウ 業務実施体制表 (様式 4)

エ 費用見積書 (任意様式)

※宛名は「群馬県知事山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び
地方消費税額を明記してください。

オ 法人登記簿謄本 [3 カ月以内に発行されたもの。コピー可]

カ 決算書 [直近のもの 1 期分 (半期決算の場合は 2 期分)]

キ 会社概要 (パンフレット等)

ク 誓約書 [群馬県暴力団排除条例第 7 条関係] (様式 5)

ケ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」(様式 6)

※令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の期間において、消費税法上の課
税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合
は「免税事業者届出書」を、それぞれ一部提出すること。

(2) 提出方法

- ・電子データ : E-mail (5 MB を超える場合は、県のファイル共有システムを案内し
ますのでご連絡ください。また、zip ファイルやファイル転送サー
ビスは受け取れませんのでご注意ください。)

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 3 0 日 (木) 午後 5 時必着

(4) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 12 階

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室 地場産業係

電話 : 027-226-3358 E-mail : jibasan@pref.gunma.lg.jp

(5) 提出物の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・当該書類は本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締
結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面に
て提出願います。

1 1 審査

提出された書類に基づき、第1次審査を行います。その後、第1次審査通過者を対象に企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行います。

審査の結果、最も優れた企画提案をした事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。なお、原則として、企画提案者が5者以下の場合、第1次審査は実施しません。

(1) 第1次審査

- ・審査期間 令和8年5月1日（金）～8日（金）
- ・審査方法 書類審査
- ・審査項目 下記審査基準のとおり
- ・審査結果 応募者全てに連絡します。（電子メールによる）

(2) 第2次審査

- ・審査期間 令和8年5月12日（火）午後（予定）
※詳細な日時は、第1次審査通過者に連絡します。
- ・審査方法 事業者のプレゼンテーション、企画提案に対するヒアリング
- ・審査項目 下記審査基準のとおり
- ・審査結果 応募者全てに連絡します。（電子メールによる）

(審査基準)

審査項目	評価基準	配点
趣旨、目的の理解に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨（国内屈指の繊維産地である群馬県における、新しい取り組みを通し、繊維産業をはじめとする群馬の地場産業の魅力をPRすること）を理解したものとなっているか。 ・群馬の繊維産業の認知度向上に繋がるものとなっているか。 	10
企画提案内容に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容は、群馬県を拠点に活動するファッションブランドによる展示販売を中心とした構成になっており、来場者にとって魅力的なものであり、かつ、具体的で実現性が高いものとなっているか。 ・広報は、SNSをはじめ多様な手法を使い、来場を促すための効果的なものとなっているか。 ・会場設営や装飾は、洗練された魅力あるものであり、かつ安全性に配慮したものとなっているか。 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの期待感や機運を醸成するための、関連企画等が提案されているか。 ・関連企画等の内容は、出展者をはじめとした産地で新しいものづくりを行っている事業者などの取り組みを通して、群馬の繊維産業の魅力をPRするものとなっているか。 	5
実施体制に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑、効果的な業務運営が行える体制となっているか。 ・発注者からの要望・指示に速やかに対応できる体制となっているか。 	10

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への熱意、意欲は高いか。 ・類似業務の実績は十分か。 	
費用に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の高いものとなっているか。 ・費用の積算は適切か。過度に経費の高い項目はないか。 	5
合 計		50

12 契約

- ・上記11において選定された者を、事業の委託契約候補者とします。
- ・契約にあたっては別途必要書類を求める場合があります。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・本業務は、国の交付金（地域未来交付金等）を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。
- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合があります。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存していただきます。